

長崎市訓令第 17 号

長崎市文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 26 日

長崎市長 鈴木 史 朗



長崎市文書規程の一部を改正する規程

長崎市文書規程（昭和 37 年長崎市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 57 条第 1 項中「に該当する」を「の区分に沿って、歴史資料として重要な価値を有する」に改める。

第 5 号様式中「文書責任者」を「文書取扱補助者」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。